

社債権者保護のあり方について（案）

～新たな情報伝達インフラ制度及び社債管理人制度の整備に向けて～

抜粋版

平成 26 年〇月〇日

日本証券業協会

社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ

Ⅲ. 社債管理人制度の概要（報告書P10、11より抜粋）

本ワーキングでは、市場関係者からのヒアリング結果を踏まえ、社債管理人に期待される役割に関し、現行法の下で可能な業務について検討を行った。

検討結果に基づく社債管理人制度の概要は、次のとおりである。

また、これらの結論に至るまでに、法的な論点については法律家会合において検討を重ねており、そこでの議論の概要については別紙1のとおりである。

1. 概要

1. 社債管理人の設置

- (1) 社債管理人は、「社債要項」及び「社債管理人業務委託契約書」に基づき設置する。
- (2) 社債管理人は、「社債要項」及び「社債管理人業務委託契約書」で定めるところにより、社債権者のために、又は個別の社債権者の委託を受け、下記2に掲げる業務及びその他社債に係る事務手続を行う。

2. 社債管理人の業務

社債管理人は、次の業務を行う。

(1) 発行会社からの通知等の受領・確認及び社債権者への通知

- ① 社債要項に定める通知事項の受領及び社債権者への通知
- ② 発行会社証明書の受領及び社債権者への通知

(2) 債権の届出

社債管理人は、発行会社が破産、再生又は更生手続を開始し、裁判所により債権届出期間が決定された旨、発行会社・破産管財人等から通知を受けた場合には、保振の新たなインフラを通じて社債権者へその旨を通知し、個別に社債権者から委託を受けた場合には、債権の届出を行う。

(3) 社債権者による社債権者集会の招集・請求のサポート

- ① 社債権者集会の開催に向けた社債権者への連絡等
- ② 特定少数社債権者による社債権者集会の招集・請求のサポート

(4) 社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続

社債管理人（弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）である場合に限る。）は、社債権者集会を招集した社債権者の委託を受けて、裁判所に対し、社債権者集会決議の認可の申立てを行う。

(5) 債権者集会における再生計画又は更生計画の議決権行使

社債管理人は、社債権者集会の決議により、債権者集会において、当該社債権者集会の決議を執行する。

(6) 社債要項等の保存等

社債管理人は、社債要項及び社債管理人業務委託契約書を備え置き、社債権者の閲覧に供する。閲覧に供する方法については、書面のほか、電子メールその他の電子的方法も利用することができる。

3. 社債管理人の業務の終了

社債要項等において、社債管理人の業務の終了事由・時期を定める。

4. 社債管理人の報酬・費用

(1) 社債管理人の報酬及び社債管理に関する費用（社債権者集会に関する報酬及び費用を含むが、これに限定されない。）は、社債要項等に定めるところにより、以下の場合を除き、発行会社の負担とする。

- ① 社債管理人が社債権者の個別の委託に基づき業務を行う場合には、かかる業務に関する社債管理人の報酬及び費用は当該社債権者の負担とする。
- ② 裁判所が、会社法の規定に従い、発行会社以外の者が社債権者集会の認可申立てに関する費用を負担すべき旨を決定する場合には、当該費用はその者の負担とする。

(2) 特定少数社債権者が社債権者集会の招集を請求する場合において、発行会社が当該社債権者集会に関する社債管理人の報酬及び社債管理に関する費用の支払をすることができず、又はその支払を拒否するときには、社債管理人は当該特定少数社債権者がかかる報酬及び費用を負担する場合にのみ、当該社債権者集会に関する業務を行う。これは、当該特定少数社債権者が、発行会社に対して、かか

4. 社債権者による社債権者集会の招集・請求サポート、社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続（報告書P27、28より抜粋）

(1) 概要

(1) 社債権者集会の開催に向けた社債権者への連絡等

社債管理人は、社債権者集会の開催に向けて、社債要項に定めるところにより一定数以上（社債総額10分の1未満）の社債権者から、社債権者集会の招集要請があった場合には、その目的と理由を確認のうえ、その旨を情報伝達インフラを通じて他の社債権者に通知・連絡する。

(2) 特定少数社債権者による社債権者集会の招集・請求のサポート

① 社債管理人は、（上記(1)の通知・連絡の結果、）特定少数社債権者から会社法718条1項の規定に基づく社債権者集会の招集請求の要請があった場合には、発行会社に対し、同請求手続（事務の代行）を行う。

② 上記①の請求にかかわらず、社債権者集会の招集が行われない場合に、社債管理人（弁護士等である場合に限る。）は、特定少数社債権者（招集者）の委託を受けて、裁判所に対し、会社法718条3項に規定する社債権者集会招集の許可申請手続を行う。

③ 会社法718条3項の規定に基づき、裁判所の許可を得た場合には、社債管理人は、特定少数社債権者の委託を受けて、社債権者集会の招集手続（事務の代行）を行う。

(3) 社債管理人（弁護士等である場合に限る。）は、招集者の委託を受けて、裁判所に対し、社債権者集会決議の認可の申立てを行う。

(2) 検討経緯等

社債権者集会の制度は、社債権者の自主的・団体的意思決定を可能にすることによってその保護を図るという立法である。また、現行法上、少数社債権者の利益保護の観点から、社債権者集会の招集者には、発行会社、社債管理者に加え、社債の総額の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者も規定されている（会社法717条、718条）。

しかしながら、社債権者の合理的無関心等の要素もあり、現状は社債権者による社債権者集会の開催は、ほとんど見られないのが現状である。現状、我が国には社債権者がコンソーシアムを形成する実務慣行はないが、今後コベンツの多様化等が図られる可

可能性があることを見据えると、社債のデフォルトが実際に発生した場合、又は発生のおそれがある場合等において、社債権者による社債権者集会の開催をより容易にし、また社債権者の意思を反映した決議がより円滑に成立するよう、社債権者による社債権者集会開催等のサポートの必要性が指摘された。法律に規定のない社債管理人が当該業務を行うに当たり、次の法的論点について検討を行った。

<裁判所への手続業務と弁護士法等との関係について>

論点：「裁判所への社債権者集会招集の許可申請手続」及び「社債権者集会決議の認可申立て手続」について、社債管理人が弁護士等以外の者である場合は、非訟事件手続法 22 条、弁護士法 72 条に抵触するのではないか。また、当該業務が非訟事件手続法等に抵触する場合において、どのような対応が可能であるか。

法律家会合では、検討の結果、以下のような理由から、社債管理人が弁護士等以外の者であるときは、社債権者が直接、弁護士等へ委任する必要があるとの結論に至った。また、社債管理人が弁護士等以外の者であるとき、当該業務を行う弁護士等をあらかじめ社債要項等に規定することが、弁護士法 72 条へ抵触するか否かについては、抵触しないのではないかといった意見があったものの、以下の意見を踏まえると、抵触のリスクを完全に排除できるものではないため、当該業務を行う弁護士等をあらかじめ社債要項等に規定することは見送ることとした。

なお、弁護士等が当該業務の委任を受けるに当たっては、当該業務が裁判所に対する手続の事務代行に過ぎないとは必ずしも言い切れないことから、当該業務を行うことがその弁護士等にとって利益相反行為にならないように留意する必要がある。

- 裁判所への社債権者集会招集の許可申請手続及び社債権者集会決議の認可申立て手続については、会社法 868 条 3 項で非訟事件の管轄が定められていることから、非訟事件と考えられるため、当該業務を弁護士等以外の社債管理人が行う場合は、非訟事件手続法 22 条、弁護士法 72 条に抵触すると考えられる。
- 一方で、社債管理人が弁護士等以外の者である場合に、当該業務を行う弁護士等をあらかじめ社債要項等に規定することは、非訟事件手続法 22 条に抵触するものではなく、また、発行会社の行為として、弁護士法 72 条の「周旋する」、「業とする」の要件に該当するおそれはあるものの、「報酬を得る目的」の要件には該当しないと考えられるため、同条にも抵触しないのではないか。
- あらかじめ社債要項等に当該業務を行う弁護士等を規定することで、発行会社にとって社債の発行が容易になるとすれば、弁護士法 72 条の「報酬を得

る目的」の要件に間接的に該当すると認められるおそれがあるのではないか。